

野鳥の密猟・違法な飼育・販売の根絶輸入禁止に関する活動 野鳥誌掲載記事
2003年分

<活動>

野鳥販売実態調査の報告とお礼 333種、3,515羽を記録
(No.670 2003年12月号 p.32)

<小特集>

「第10回 野鳥密猟問題シンポジウム in 東京 2002」報告
(No.665 2003年6月号 p.31-33)

<活動>

販売業界へ野鳥販売自粛を求める要望書を提出
(No.664 2003年5月号 p.39)

<小特集>

かごの野鳥の解放をめざしてー中国・野鳥市場の実態
(No.661 2003年2月号 p.30-33)

<活動>

「野鳥販売実態調査にご協力ありがとうございました 333種、3,515羽を記録
(No.670 2003年12月号 p.32)

「バードウィーク全国一斉野鳥販売実態調査2003」への参加呼びかけ(6月号33頁参照)に、多くの皆さまのご協力ありがとうございました。今年で4回目となる今回の調査では、152名もの方々にご参加いただきました。おかげさまで、全国32都道府県、468店の調査報告を得ることができ、333種、3,515羽の野鳥が売られている実態がわかりました。

●4年連続最多はメジロ

今回の調査では、日本産鳥類と同種のもの、72種、1,800羽記録されました。販売羽数・販売店数ともに最も多かったのは4年連続メジロで、494羽・92店、次いでホオジロで267羽・62店でした。

国内の法律「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」においては、日本の野鳥は、原則許可なく捕獲したり、販売したり、飼養することが禁じられていますが、外国から輸入された野鳥の売買、飼養については、特別に定める種類以外には規制がありません。販売報告の上位であったメジロ・ホオジロの2種は、多くの都道府県で、許可を得れば1世帯あたりどちらか1羽までを野外で捕らえてペットとして飼うことがいまだに認められている種類でもあります(表1)。特にメジロについては、鳴き声を競わせる「鳴き合わせ会」というものがあり、市場での需要も多いようです。

表1 日本産鳥類と同種の鳥で販売羽数の多かった上位5種とその販売店数

種名	羽数	店数
メジロ	494羽	92店
ホオジロ	267羽	62店
マヒワ	132羽	33店
ヒガラ	128羽	31店
オオルリ	121羽	55店

●猛禽類の報告増える

また、メジロ・ホオジロといった小鳥類の他に、猛禽類(※1)のペット人気が高まっており、猛禽類の販売報告がここ数年増加傾向にあります(表2)。中には「種の保存法」の対象種であるオオタカやハヤブサ、イヌワシ、ワシミズクなどの猛禽類が販売されているケースもありました。「種の保存法」では対象種の販売は禁止されていますが、これは日本産亜種(※2)のみで、外国産の亜種については残念ながら規制がないため、輸入品である限り違法とは言えません。

		2000年	2001年	2002年	2003年
タカ科・ハヤブサ科	種数	4種	8種	6種	8種
	羽数	7羽	23羽	30羽	15羽
フクロウ科	種数	5種	8種	9種	4種
	羽数	7羽	19羽	27羽	15羽



映画の影響か、フクロウ類の販売も目立つ。

コミミズクは店頭で最もよく見かけるフクロウ類

(写真/石田光史)

●野鳥輸入の禁止と違法飼養の根絶を目指して

皆さまにご協力いただいた今回の詳しい調査結果は、これまでと同様、本会ホームページに掲載すると共に、販売店業界団体への野鳥販売自粛のための基礎資料としていきます。また、2000年～2002年の3年間の調査結果と野鳥販売の問題点について、野鳥保護資料集第16集『野鳥の飼養・販売・輸入の実態とその問題点』として報告書にまとめ、近日中に発行いたします。

調査の共同事業者である全国野鳥密猟対策連絡会（密対連）や本会会員の皆さま、独自に地域を調査して下さった支部の皆さま、本当にありがとうございました。今後ともご支援のほどをよろしくお願いいたします。

(※1) 猛禽類：タカ科、ハヤブサ科、フクロウ科の総称

(※2) 亜種：同じ種の中で繁殖する地方によって形態的な違い等があつて区別する場合の分類単位。

例) オオタカは北米大陸～ユーラシア大陸に分布し、九つの亜種に分けられている。

日本にいるのはそのうち一つの亜種。

野鳥の違法販売・違法飼養・密猟をなくすための活動をさらに進めるため、
皆さまのご支援をよろしくお願いいたします！

【ご寄付振込先】

郵便振替口座：00140-5-98389

口座名義人：(財) 日本野鳥の会

振替用紙の通信欄に**【03 輸入販売禁止】**とご記入ください。

(自然保護室)

<活動>

「第 10 回 野鳥密猟問題シンポジウム in 東京 2002」報告

(No.665 2003 年 6 月号 p.31-33)

野鳥たちの生活をおびやかす密猟をなくし、「野の鳥は野に」の願いを実現するため、本会支部などで作る全国野鳥密猟対策連絡会と本会は共同で、野鳥密猟問題シンポジウムを開いています。本会支部で密猟対策に取り組んでいる会員の皆さん、各都道府県の行政や警察、鳥類標識調査に携わるバンダの皆さんや獣医の方など、様々な立場の人々が同じ思いを抱いて集まり、事例報告や情報交換を行い、対策を話し合っています。

第 10 回の節目となったシンポジウムは、昨年未開催されました。今回のテーマは、「密猟鳥の行方～わたしたちにできること～」。野鳥販売の実態や、違法な販売をどう止めるか、あるいは輸入規制について、2 日間にわたり熱心な討議が行われました。主管として開催に尽力された本会東京支部・大会実行委員長の門司和夫さん（東京支部幹事）に、当日の様様をレポートしていただきました。

東京支部・大会実行委員長 門司和夫



シンポジウムの参加者は 140 名を超え、
野鳥の違法販売や輸入規制について討議が行われた

(写真提供/東京支部)

(財)日本野鳥の会と全国野鳥密猟対策連絡会（以下：密対連）の共催による第 10 回の記念すべき節目の大会「第 10 回野鳥密猟問題シンポジウム in 東京 2002」が〈密猟鳥の行方～わたしたちにできること～〉をテーマに、昨年 12 月 22・23 日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて東京支部主管のもと開催されました。年末の多忙の中、環境省、東京都、警視庁、全国の行政関係者、日本野鳥の会各支部、密対連会員など 140 名を超える参加者に大盛況の 2 日間でした。

シンポジウム初日は、小杉隆本会会長の開会の挨拶、東京支部・坂本宗史朗支部長（当

時)の歓迎の挨拶で始まり、第1部「東京における野鳥販売の問題」では、本会自然保護室・八木典子氏から「バードウィーク全国一斉野鳥販売実態調査結果」の説明がありました。本会東京支部・中村文夫氏からは「東京における野鳥販売の実態」として、董3年間にわたる都内の調査で、全国に対する東京の比率は、種類数で45・2%、羽数で10・6%を占め、野鳥の大消費市場であること。中でも主力のメジロは販売店舗数、羽数共に毎年増加しており、最近のフクロウ類の飼育ブームで2002年に特に急増していること藤などが報告されました。また東京都自然環境部・川津雄一氏から「野鳥販売の取り締まり」の発表があり、多くの野鳥が販売されている実態と違法販売の問題点が明らかにされました。



東京での野鳥販売の実態を
報告する中村文夫氏



違法飼育や密猟の実態を写真や実物で紹介
(写真提供/東京支部)

第2部「識別鑑定による違法販売の摘発」では、(財)山階鳥類研究所標識研究室・茂田良光氏から「識別鑑定の最前線・識別鑑定による違法飼養の摘発」、鳥類標識調査員・香川の野鳥を守る会・岩田篤志氏から「岡山県におけるメジロ違法飼養者の逮捕及び日本鳥獣輸入協会による偽装行為」、本会愛知県支部・佐藤武男氏から「支部と密対連の連携で野鳥の密猟を摘発」、日本鳥類標識協会・大城明夫氏から「城陽市(京都府)における識別鑑定」の発表があり、識別鑑定技術の進歩と今後の期待、違法飼養者の逮捕事例の紹介、野鳥輸入組織の実態、愛知県や城陽市における密猟、違法販売の摘発の生々しい報告がありました。

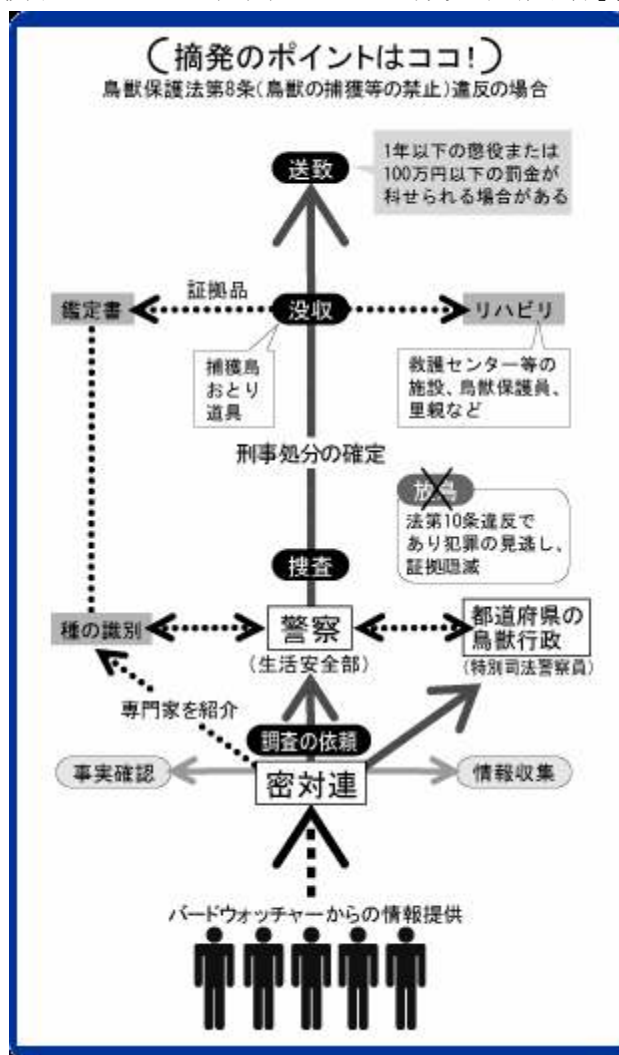
第3部「違法販売を止めるには」では、密対連・中村桂子氏から「摘発のここがポイント：滋賀県の事例」、本会群馬県支部・横堀武氏から「群馬県における野鳥の密猟事件」、ひげとしぼ企画主宰・獣医師・なかのまきこ氏から「猛禽の販売状況について」の発表があり、滋賀県や群馬県における行政、司法との連携による摘発の成果や、最近の猛禽ブームで輸入される野生由来の個体数増加の問題提起がありました。

2日目の、第4部「違法販売と輸入規制」では、環境省自然環境局野生生物課・田辺仁氏から「鳥獣保護法改正と中国からの輸入規制」、動物作家で密対連実行委員の遠藤公男氏から「中国の野鳥市場と輸出の実態」の発表があり、全面的に改正され、ひらがな書き、口語体になった新・鳥獣保護法の解説、中国の鳥類の輸出禁止に伴う輸入規制の強化、中国の野鳥売買現地の実態と輸出禁止による市場縮小の嬉しいニュースもありました。

第5部「わたしたちにできること」

では、本会自然保護室・古南幸弘氏の司会により、フリーディスカッションと全体のまとめがありました。そして第6部「大会アピール」では、大会アピール文が読み上げられ、参加者一同の賛同をいただきました。(次頁「決議文」参照)

(もんじ・かずお)



※野鳥販売実態調査の結果については2002年9・10月号47頁と本会ホームページで、また佐藤武男さんと中村桂子さんの発表内容については同年12月号小特集でご紹介しています。

決議文

青い惑星宇宙船地球号、そこに暮らす様々な野生生物たち。私たち人類は、このかけがえのない星と生態系から多くの恩恵を享受してきました。ところが、急増する人間活動は、この星の環境に深刻な打撃を与えています。多くの野生生物が存続を脅かされており、野鳥においては、既に 9000 余種のうち 1000 種以上が、絶滅の危機に瀕するまでになってしまいました。絶滅危惧種のみならず、多くの種でその個体数は著しく影響を受けています。私たち人類は、今では自分たちが生態系の一員であることを知っています。野生生物たちを脅かす行為を、今すぐにも止めなくてはならないことを知っています。そして、「野鳥の密猟」が、人間の身勝手さを象徴した生態系の破壊行為であることを知っています。きょうここに集った私たちは、「野の鳥は野に」の理念のもと、野鳥たちが発信する警鐘の代弁者として、密猟の根絶を世の中に訴え続けてきました。近年、その活動は着実な前進を見せています。輸入規制では、本年 5 月、中国政府との取り決めがようやく実現しました。7 月に成立した鳥獣保護法の改正によって、違法飼養の取り締まりも一段と厳しくなります。また識別研究の進展により鑑定技術が向上し、輸入鳥を装った違法販売の摘発も実効が上がってきました。今回のシンポジウムを通して、私たちは、市民・行政・司法が互いに連携・協力し合って活動することの大切さを確認しました。しかし密猟の根絶のためには、まだまだ多くの課題が残されています。ここ東京においても、野鳥販売の実態の一端が明らかになりました。輸入を装った密猟鳥の販売はより巧妙化し、組織化しています。しばしば違法行為の温床ともなっているメジロ鳴き合わせ会が NPO 法人化される、といった気になる動きも出てきています。監視の目を緩めるわけにはいきません。一日も早く「野鳥の密猟」がなくなることを願って、密猟根絶のためにさらに力を注いでいくことを、ここに決議いたします。

2002 年 12 月 23 日 第 10 回 野鳥密猟問題シンポジウム 参加者一同

野鳥密猟問題シンポジウムの決議を受けて

自然保護室

全国野鳥密猟対策連絡会（以下：密対連）と本会は、「第 10 回野鳥密猟問題シンポジウム in 東京」の決議を受けて、関係行政へ働きかけを行いました。開催地の行政機関として後援していただいた東京都・警視庁については、3月25日、東京支部と共に訪問、野鳥の密猟・販売・飼養の根絶に向けてより一層力を入れて協力していただけるようお願いしました。3月27日には警察庁に対し野鳥の密猟・違法な販売・飼養の取り締まり強化を、また環境省に対しては、次の4点を要望しました。

1. 野鳥の輸入規制の強化
2. 野鳥の識別に関する研究、マニュアルの整備とその普及
3. 野鳥の違法な販売・飼養に関する立ち入り検査や取り締まりの強化
4. 愛玩飼養許可制度の撤廃

本会では今後も密対連と協力して野鳥販売実態調査やシンポジウムなどを行うと同時に、行政や関係団体への働きかけを行います。また、市民に対し野鳥の密猟・違法飼養の問題についての普及活動を続けていきます。

なお今回のシンポジウムの結果は、報告書にとりまとめて密対連から発行される予定です。
密対連ホームページ：

<http://www008.upp.so-net.ne.jp/mittairen/>

今年も「バードウィーク全国一斉野鳥販売実態調査 2003」にご協力ください

2000年から、密対連と共同で取り組んできた「バードウィーク全国一斉野鳥販売実態調査」では、国内産と同種の野鳥が多数販売されている実態が明らかになっています。この調査結果から密対連と本会は連名で、販売店業界へ野鳥販売自粛の要望を行いました（本誌5月号39頁参照）。さて、この自粛の申し入れはどのように活かされていくでしょうか。これを確かめるため、今年も引き続き、「バードウィーク全国一斉野鳥販売実態調査 2003」を行っています。

この調査にご協力いただける方は自然保護室までご連絡ください。調査用紙をお送りいたします。たくさんの皆さまのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

調査の目的：野鳥輸入の禁止と違法飼養の根絶を目指して、ペットショップ等の野鳥販売の実態を把握します。

調査主体：（財）日本野鳥の会、密対連の合同調査です。

調査期間：5月10日～6月30日

調査対象

- 販売店…小鳥類を販売しているすべての店。ペットショップ、鳥獣店、ホームセンター、百貨店やスーパーのペットコーナーなど。
 - 鳥の種類…外国産鳥類を含むすべての野鳥。ただし、人工繁殖されて売られている種類（セキセイインコ、ジュウシマツ、ブンチョウ、カナリアなど）は除きます。
- 調査方法等：調査用紙を下記自然保護室までご請求ください。調査用紙は下記ホームページからもダウンロードできます。用紙の返送期限は7月31日です。

調査結果の公表：調査結果は、『野鳥』誌上やインターネットで報告いたします。

【問い合わせ】

〒191-0041 東京都日野市南平 2-35-2 鳥と緑の国際センター1F

(財) 日本野鳥の会自然保護室 野鳥販売調査係

TEL : 042-593-6872

FAX : 042-593-6873

<http://www.wbsj.org/nature/hogo/research/index.html>

Eメール : hogo@wbsj.org

<活動>

販売業界へ野鳥販売自粛を求める要望書を提出 (No.664 2003年5月号 p.39)

2000年から2002年、全国野鳥密猟対策連絡会(以下:密対連)と共同で実施した「バードウィーク全国一斉野鳥販売実態調査」では、多くの支部や会員の皆さまに調査への参加、または活動へのご寄付など支援をいただき誠にありがとうございました。

この3年間で得られた調査結果をもとに、3月に密対連と連名で販売店業界団体(日本小売業協会、日本チェーンストア協会、(社)日本DIY協会)へ野鳥販売の自粛を求める要望書を提出しました。提出時には、昨年12月号小特集でご報告があった愛知県や滋賀県での野鳥の違法販売摘発を事例に、野鳥販売の問題点や法律上での罰則などについて説明しました。要望書を受け取った販売店業界からは、本会の活動にできるだけ協力し、加盟販売店へ通達を出すとの約束を得ました。

同じように1999年にも野鳥販売実態調査の結果を活用し、日本百貨店協会へ野鳥販売の自粛を求める要望書を提出しましたが、百貨店での日本産鳥類と同じ種類の野鳥販売は、この3年間の調査結果からほとんど見られなくなったことがわかりました。日本百貨店協会には、活動協力へのお礼とともに引き続き野鳥販売の自粛にご協力いただけるようお願いしました。

野鳥の販売自粛がどの程度行き渡っていくかをチェックし、野鳥販売と輸入をなくしていくために、今年も野鳥販売実態調査を行います。詳しくは来月号に掲載しますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

※ 野鳥の違法販売・違法飼養・密猟をなくすための活動をさらに進めるため、皆さまのご支援をよろしくお願いいたします!

【ご寄付振込先】

郵便振替口座：00140-5-98389

口座名義人：(財)日本野鳥の会

振込用紙の通信欄に【03 輸入販売禁止】とご記入下さい

<小特集>

かごの野鳥の解放をめざして ー中国・野鳥市場の実態 文・写真 遠藤公男

(No.661 2003年2月号 p.30-33)

野鳥輸出大国・中国の実態は、長く不明であったが、元宮古支部長の遠藤公男さんは1990年からたびたび中国を訪れ、精力的に野鳥の捕獲や売買の実態を調べてこられた。

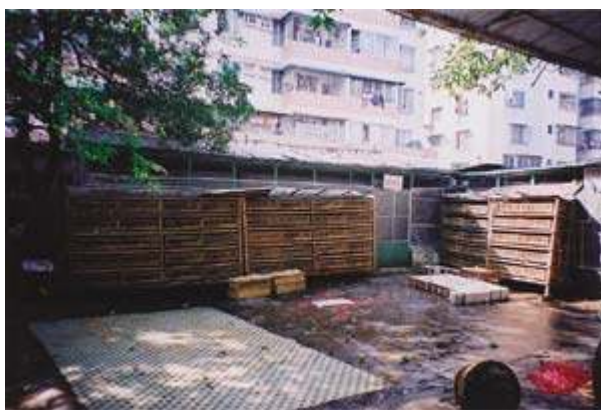
中国政府は1999年に野鳥の捕獲、売買、輸出を禁じ、2001年6月から、ついに日本への野鳥の輸出は止まった。

中国に何が起こったのか、昨年12月の最新情報も含め中国の野鳥市場の様子を遠藤さんにレポートしていただいた。



キビタキ、オオルリのオスたち。このような箱（10×20×20cm）で空輸される。

香港の輸出商で。1991年4月



約3千羽のヒメメジロのかご。

広州付近に残る野鳥の輸出公司。

2002年12月6日



日本産メジロ〔亜種メジロ〕



中国産ヒメメジロ

国内で違法に密猟した日本産メジロを、輸入鳥と偽る悪質な業者を長く取り締まることができなかった。しかし、中国産は亜種ヒメメジロで、日本産のメジロとは翼長が小さいことなどから識別が可能であることが遠藤さんの指摘で判明し、メジロの密猟問題は大きく進展した（写真／茂田良光）

日本野鳥の会の悲願

わが国では野鳥を売ることにはできないのに、小鳥店ではオオルリでもコマドリでも売っている。「これは？」と聞けば、「輸入鳥だよ」という。

調べてみると日本産と共通種の野鳥は年間約 70 種、10 万羽も輸入されている。ほとんどが中国産だった。業者団体の「鳥獣輸入証明書」がついている。証明書は足環なしだから、国産の密猟鳥に付け替えることはたやすい。マニアたちはこれを悪用した。例えば日本のメジロやウグイスを輸入鳥だといつわる。

この輸入証明書を出されると、取締り側は引き下がるのが常だった。そこで輸入鳥だと偽装した密猟鳥の売買、飼養が公然と、盛大におこなわれていた。これはわが国鳥獣保護行政上の一大汚点で、日本野鳥の会は批判をくりかえしてきた。かごの野鳥をなくすことは会の悲願だった。

中国には国営の野鳥市場が！

中国人はかごの野鳥が大好きで、大都市には国営の「花鳥市場」がある。花鳥とは愛がん鳥のことで、鳩やカナリヤもあるが多くは野鳥だ。一番人気はどこでもガビチョウで、コウテンシ、ヒメメジロ、シキチョウ、ノゴマ、九官鳥なども多い。人々はカスミ網、落としかご、トリモチなどで捕獲した野鳥を市場に出し、春には巣から盗ったヒナをたくさん売る。

1990 年代には北京市と広州市には全国から野鳥を買い集める公司（会社）が 10 か所以上あった。それぞれ数千、数万羽を持っていて世界各国に輸出した。



<香港>

野鳥の品定めをする人々。2002年12月8日、香港の小鳥市場—園圃街雀鳥花園にて

悲しい時代遅れ

中国は78年来、都市開発や工業化、奥地開発によって自然環境は悪化し、ノガン、コウノトリ、タンチョウなどの希少種が絶滅の危機に瀕するようになった。80年代初めまで昔のままの狩猟が続いて、野生動物の食用、薬用、毛皮などの需要は多く、食品市場では、ツルでもハクチョウでも自由に売っていた。

81年、陝西省の奥地で7羽のトキが発見されて国際的な注目を浴びた。同年、ワシントン条約の加盟、日中渡り鳥保護協定の締結は、中国に野生動物保護の重要性を気づかせた。国務院は「中華人民共和国野生動物資源保護管理条例」を発表。各省はこれに準じた省の重点保護野生動物、または珍貴動物を公表して捕獲禁止とした。

87年、密猟したパンダの皮を香港へ運ぼうとした二人が逮捕され、四川省は成都にパンダの密猟は死刑という大看板を立てた。88年「中国野生動物保護法」が公布された。これは中国史上初めてのもので、(1)絶滅に瀕している野生動物の保護。(2)野生動物資源の適正利用。(3)生態系バランスの維持の3点を重視し、国家重点保護野生動物(1級、2級)を指定。その密猟は7年以下の懲役と定めた。

だが、野生動物の受難は続いた。91年、ハルビン市の国営ホテルではヒョウとユキヒョウの毛皮を売っていた。どちらも1級保護野生動物だ。95年、雲南省でゾウを密猟した4人が処刑された。ここ10年の青海省とチベット高原のチベット・アンテロープの密猟取締りでは、逮捕されたものは3000人、悪質な3人は処刑された。

中国青年報は、中国野生動物保護法は見直すべきだと次のように書いている。

『わが国の保護思想は時代遅れで、野生動物保護法にも「資源保護を強化し合理的に利用できる」という規定がある。しかし、現代の中国に利用できる野生動物なんているのだろうか。ほとんどの動物は危険な状態にある。数の多いキジ、アオガエル、ヘビなども、保護しなければ、近いうちにみな絶滅するだろう』。



<北京>

北京の野鳥市場に大勢が集まる。イスカの首に針金の輪をはめて、ヒモを結んで飼う。イカル、マヒワ、オナガなどもこんなふうに飼う。北京や大連の風習。2001年11月11日

野鳥の捕獲、販売、輸出を禁止

99年「トキ保護国際シンポジウム」は陝西省で開かれ、野生のトキは100羽になったと発表されて拍手を浴びた。21世紀を迎えて、「野生動物のすめる環境を保全しよう」という主張はしばしば紙面を飾っている。そこで政府は「適正利用」の方針を「共生」にし始めた。野生動物を守るための自然保護区の数も1,276か所、国土の12.4%になった。各地で天然林の伐採、開墾を禁じ、森林にもどす運動が始まっている。

99年12月から中国国家林業局は野生動物の捕獲、販売、買い付け及び輸出を禁じた。実際、人海戦術で捕獲していたので、大陸の野鳥は決して多くない。

2000年8月、同林業局は普通種だが保護すべきものを「非重点保護野生動物」として発表。ほ乳類は88種、鳥類は707種で、輸出の多かった鳥のほとんどが入った。(オオルリ、ウグイスはなぜか入っていない)



<広州>

広州市郊外に新しくオープンした中国最大、最悪の市場。約200店が主に野鳥を売っており、大賑わいだ。2002年12月7日

愛鳥週間の誓い

2001年4月、中国は愛鳥週間の20周年を迎え、北京で国家林業局は各界人と小中学生2千人参加の記念大会を開いた。野生動物を守り、社会文明の進歩に貢献しようという誓いに全員が署名した。中国では今、ヘビ、カエル、トカゲ、センザンコウ、サル、シカなどの野生動物を食べない大運動を展開中だ。

2001年6月から、中国から日本への野鳥の輸出はついに止まった。しかし、日本の業者はそれは鳥インフルエンザ発生に伴う検疫の強化のせいで、流行がやめば輸入を再開するという。(編集参注)



ヒメメジロを捕る落としかご。広州市で



ワナにかかったオオルリ。広州市で

中国の現実—7大都市の実態

河北省北京市(1)の「官園花鳥市場」には、かつてたくさんの小鳥店があったが、2001年11月、市場そのものが消えていた。路地裏に小さな店が10軒ほどあったが、野鳥は貧弱で金魚や虫売りになっていた。「藩園卸売り市場」前には200人ほどがたむろして、自転車や三輪車の荷台にマヒワ、カワラヒワを少々出していた。犬猫、鳩を売るものが多い。北京の野鳥売りは全廃に向かっている。中国野生動物保護協会の力という。協会は、国家林業局(日本の環境省にあたる)に本部がある。

吉林省長春市(2)の「長春花鳥魚交易センター」は熱帯魚店ばかりだ。生活が豊かになって大型水槽をおく家が増えたという。「西一条百貨店」の小鳥店は10軒あってガビチョウを並べていた。吉林省は6年前から狩猟禁止で住民の猟銃をすべて取り上げた。それでようやくノロ鹿の群れが見られるようになったという。

江蘇省南京市(3)の「夫子廟花鳥市場」の小鳥店はあちこちに40軒以上。犬猫や金魚、カメ、トカゲ、ヘビ、ガビチョウ、ヒメメジロに混じって国家重点保護動物のオオダルマが20羽いた。カメラを向けると怒る店主がいた。路上でトラの足の骨や麝香などを並べていた。羊の焼き肉店ではスズメ焼きを売っていた。南京市は野鳥の売買を取り締まっていない。

福建省福州市(4)の「福州花鳥市場」は観光土産店の奥にある。小鳥店は十数軒でカスミ

網を積んだ店があった。ガビチョウとヒメメジロが多い。福州日報は市民の通報で、食用にしようとしたミサゴなど珍希鳥 35 羽を警察が摘発したと報じていた。しかし、野鳥市場は野放しだ。

広西壮族（チワン）自治区南寧市(5)。ここはベトナムに近く「園湖花鳥市場」に小鳥店は 6 軒。ガビチョウが 500 羽、ヒメメジロとコホオアカ 50 羽位がいた。スズメの干物をザルに山盛りの店があった。南方の林業警察は、銃撃戦をとまなう密猟の取り締まりに出動している。

広東省広州市(6)の「流花鳥苑」の野鳥を売る店は約 200 軒。色とりどりの野鳥が並ぶ。週末には鳥かごを持つ数百人で混み合う。中国最大、最悪の野鳥市場だ。この春から抜き打ちの取締りが始まり、養殖鳥以外は禁止というが、ほとんどが野の鳥だ。ここは中央政府になかなか従わない省といわれる。広州の野鳥輸出会社は 2002 年 12 月、1 か所だけが残ってヒメメジロ 3000 羽を持っていた。あとは国際的な批判で閉鎖したという。

2002 年の春、郊外の広い所に新たに「花地花鳥魚虫市場」がオープンした。野鳥店は 60 以上あってこれから増えるという。悲しい現実だ。

香港(7)の「園圃街雀鳥花園」は観光名所のひとつで 70 軒ほどの店がある。相変わらずヒメメジロが多く、さまざまな野鳥が売られていた。アフリカ産、インドネシア産の野鳥が増えていた。香港最大の野鳥輸出商「中国鳥獣行」は 97 年廃業した。野鳥が減って集めにくくなったためという。

遠藤さんが調査された都市





日本にも依然として残る、メジロの鳴き合わせ会「つな鳴かせ」。

ロープにカゴを吊るして鳴き声を競う。和歌山県那智勝浦町。2002年2月

日中の野鳥をかごから開放しよう

7大都市を回ってみて、北京のほかは依然として野鳥を売っていた。しかし、種類や数は大幅に減っていた。広大な中国では、中央の通達が全国に伝わるのに時間がかかるという。花鳥市場が、一日も早く養殖鳥だけになることを祈りたい。

日本でも誘拐されるかごの野鳥を助けよう。悪質な小鳥店や飼い鳥マニアを見たら、役所に巡回指導を頼んでみよう。それが日中の野鳥を守ることにつながる。(えんどう・きみお)

遠藤さんらの働きかけもあって、2002年5月、中国政府と日本政府の間に、鳥獣保護法に基づく輸入規制に関する合意が成立し（本誌2002年7月号）、中国から日本に輸出される際に特定の種（オシドリ、ヒバリ、コマドリ、ノゴマ、コルリ、ツグミ、キビタキ、コガラ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロ、ホオジロ、ミヤマホオジロ、ノジコ、カラヒワ、マヒワ、イスカ、ウソ、コイカル、イカルの20種）については中国政府発行の輸出許可書がなければ輸入できないことになった。

*遠藤公男さんの取組みが昨年11月『野鳥売買-メジロたちの悲劇』（講談社、日本野鳥の会推薦）にまとめられました。本誌BOOKS-20頁でご紹介しています。